

明治期の全国的な宝物調査と旧越中国内の宝物について —東京国立博物館蔵資料の調査を中心に—

吉野 俊哉

はじめに

明治維新直後、新政府が進めた常設博物館の開設やウィーン万国博出展の準備では、近世本草学以来蓄積された産物情報を利用しつつ、各地の産物を把握する全国的な調査が行われていた¹⁾。筆者は昨年度、この一連の産物調査で作られた目録類²⁾から越中・立山産天産物に関する記録の整理と考察を行った³⁾。

その過程で、天産物を中心とした前述の調査と同時期に、ウィーン万国博出展品と常設博物館の展示品収集にも関係する、もう一つの調査の実態が見えてきた。それが、各地に点在する古美術品など宝物類の所蔵状況に関する全国調査の実施であった。

この調査は明治4年(1871)から5年(1872)にかけて、新政府が全国各府県に対し寺社などに所蔵する宝物類の名称、由来などを報告させたもので、府県別や所蔵者別に記録された目録が東京国立博物館に所蔵されている⁴⁾。

調査の際、その対象を「古器旧物」と呼んでいたが、これは現在の「有形文化財」の概念にほぼ等しい⁵⁾もので、これが近代日本最初の文化財全国調査とされるものである。文化的歴史が古く、宗教美術に優れた社寺仏閣が多い京都・奈良を中心とした近畿地方にそれら宝物類が偏在していたのは当然であろうが、「古器旧物」の所蔵は地域による多寡はあるものの、全国各地から報告されていた。またその後も新政府では、華族や寺社に対して所蔵宝物類の調査報告を度々差し出させ、その実態の把握に努めていった様子が窺える。

越中に所在する宝物については、新川県が大蔵省宛に報告した『貯蔵宝物取調書／新川県』の記録があり、これは明治5年時点に越中国内で「古器旧物」と認識された品々の種類や所蔵者が分かる、貴重な資料である。

その後も、明治政府は文化財保護の必要性の高まりを踏まえて、明治21年(1888)10月からは臨時全国宝物取調局(以下、「取調局」)を設置して「全国宝物取調」を行い、明治30年(1897)に同局が廃止されるまでの間に、畿内を中心に全国で総数21万点にも及ぶ文化財が調査された。しかもこのときには、美術品に精通した職員が現地に出張するなどして現品を確認し、その価値を評して等級が付けられた。

このとき作成された調査記録『宝物目録』⁶⁾の中にある『諸県宝物目録』には、明治23～26年の富山県内に所蔵される宝物の調査記録が記載されており、ここから全国的な宝物の所在状況と富山の位置づけもまた見えるようである。

前述の明治5年の調査は、廃仏毀釈によって多くの仏教文化財が失われた頃に行われたものである。越中にあつては、近世まで神仏混淆の立山権現を信仰した岩嶽寺や芦嶽寺の宗教施設は仏教色の排除が進められた中で甚大な被害を受けたので、立山信仰に関連する社寺の所蔵した宝物類への影響と調査記録との関連も確認する必要がある。

そこで小論では次章以下、まず明治初期の時点で保存すべき対象とされた宝物類の分類と、全国規模で把握を進めた調査の流れを整理し、京都や奈良、

滋賀を中心に進められた宝物調査に対する、地方での調査について考えてみたい。

そして、具体的な調査資料が残る明治4～5年に行われた最初の調査と、明治21年から進められた「取調局」による調査を事例として、まず現存する目録資料に記録された宝物類の分類、所蔵者の分析を行う。また、それを同時代に金沢や富山で開かれた博

覧会や展覧会に出展された同種の宝物類を比較することで、当時の人々の、それらの宝物に対する価値意識や、越中国内に所蔵した宝物類の実態を整理してみたい。

また、明治5年の調査に基づいて作られた目録『貯蔵宝物取調書／新川県』を翻刻し、史料として紹介する。

1. 明治初期における文化財の意識と調査の実施

1-1. 明治5年の「古器旧物保存方」の布告

明治以降、文化財の保護を進める端緒は、当時文部行政の中核であった大学が明治4年4月25日、太政官に対して「大学献言」（以下、「献言」）を出したことであった。明治期の文化財に対する諸相を語る上でまず確認しておく必要があるのは、保護すべき対象に対して、現在の有形文化財に相当する概念はあったが「文化財」という言葉自体はまだ使われていなかったことである。例えば「献言」の中では、現在の「文化財」に相当する言葉は何種類も見られる。

戊辰干戈ノ際以来、天下ノ宝器珍什ノ及遺失侯モノ儘有之哉ニ伝承致シ（略）

只管厭旧尚新ノ弊風ヲ生シ経歳累世ノ古器旧物敗壞致侯モノ不顧既ニ毀滅ニ及侯（略）

歴世相伝仕居侯宝器ハ勿論自余ノ雑品ニ有之候共考古ノ徴証ニ可相備品物ハ精々保護相加侯様御沙汰有之（略）

若シ当時ノ世態ニテ更ニ一歳有余ヲ打過候ハバ天下ノ古器宝物ハ大概壊滅仕（略）

（下線は筆者）

「宝器珍什」「古器旧物」「古器宝物」などの名称は意味するところが漠然としており、「献言」が出された段階では、そこに具体的な品物が想定されているとは思われない。またこの他には「古美術」、「骨董」なども意味的にこれらに重なって使われる言葉

であろう。

「献言」の趣旨は、明治維新以来、西洋崇拜や廃仏毀釈、大名家や公家の経済的困窮・没落などの理由によって伝統的な美術工芸品の破壊や散逸、特に海外へ流出する動きの高まりに対し、それらの保護を急務とする点であった。

それに対する具体的な提言は、収蔵施設として集古館（博物館）の建設。それが難しければ応急処置として、各地方に対し速やかにそれらの保護を求めるべき、とするものであった。

そして、その一ヶ月後の明治4年5月23日には「献言」をほぼ受け入れた形の「古器旧物保存方」（太政官布告第251号、以下「保存方」）が出されたが、その中で小論が視点とするのは次の2点である。

- ・保護の対象とする品を「古器旧物」とし、それを具体的に31種類に分類定義したこと。
- ・各府県に対して、所管内に遺存する宝物の名称や所蔵者などを記した目録を作成させ、差し出すよう指示したこと。

1-1-2. 「古器旧物」の定義付け

ここでは、この布告で用いられた「古器旧物」という名称と、具体的に分類された31種類について、まず近世とのつながりを指摘しておきたい。

この名称は「献言」でも用いられているが、前述のように「献言」にはその他に「宝器珍什」「古器旧

物」「古器宝物」などの言葉も使われていた。恐らく具体的な品物を考えたとき、「宝物」という言葉が想起する価値とは違和感があり、敢えて「宝物」あるいは「珍物」といった言葉を避けたようにも見える。金銭的に高価なことと、保存が必要であることの重要性を区別した考え方があったように思われるからである。その点で、文化財に対してかなり明確な視点を持って布告がなされ、保存を求める品々を具体的に示していたと言えるだろう。

その31種類とは記載順に、祭器、古玉宝石、石弩雷斧、古鏡古鈴、銅器、古瓦、武器、古書画、古書籍並古経文、扁額、楽器、鐘鈺碑銘墨、印章、文房諸具、農具、工匠器械、車輿、屋内諸具、布帛、衣服裝飾、皮革、貨幣、諸金属造器、陶磁器、漆器、度量権衡、茶器香具花器、遊戯具、雛幟等偶人並兒玩、古仏像並仏具、化石である。

それぞれを「部」に区分し、例えば「古書画ノ部」には「名物 肖像 掛軸 巻軸 手鑑等」を、「古書籍並古経文ノ部」では「温古ノ書籍図画及古版古写本其他戯作ノ類ト雖モ中古以前ノモノニシテ考古ニ属ス物等」、「扁額ノ部」には「神社仏閣ノ篇額並諸名家書画ノ額等」とあるように、具体的な品目や説明を付けている。

この31種を以て「古器旧物」とした理由についてこれまでは、近世の大名、好事家たちの所蔵する古美術に対する価値観や『和漢三才図会』などの博物的な分類を参考にしたこと、そして安政年間に松平定信が全国の神社仏閣や諸家に伝わる名品の模写収集を命じて作った『集古十種』での分類「碑銘、鐘銘、兵器、銅器、楽器、文房、印璽、扁額、肖像、書画」を元にしたことなどが指摘されてきた⁷⁾。確かに、これに照らすと31種の内、銅器・武器・古書画・古書籍並びに古経文・扁額・楽器・鐘鈺碑銘墨・印章・文房諸具など9種は概ね同種類に比定できる。

確かに、そのような古美術の知識に依拠したことは間違いないと思われるが、ここではむしろそれ以外

の「保存方」に見られるカテゴリーの種類に注目する。

そこで、『集古十種』の分類に比定した9種以外の22種を更にA、B群に分けてみた。

表 1

<p>【A群】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石弩雷斧・古鏡古鈴・古瓦・化石・貨幣 ・古玉宝石
<p>【B群】</p> <ul style="list-style-type: none"> (農業)・農具 (工業)・工匠器械 ・車輿、 (工芸)・諸金属造器・布帛・衣服裝飾 ・皮革・陶磁器・漆器 (生活)・度量権衡・茶器香具花器・遊戯具 ・雛幟等偶人並兒玩・屋内諸具 (宗教)・古仏像並仏具・祭器 <p style="text-align: right;">() の分類名称は筆者</p>

1-1-3. 近世本草学からのつながり

表1の【A群】は、近世本草家の博物趣味コレクションにもよく見られ、明治以降には文化財のカテゴリーに認識されていたものである。これらは、名称からも物産会や博物サークルからの流れが背景にあったことは明らかで、これらが取り込まれていた点に「古器旧物」をめぐる近世本草学と近代とのつながりが指摘できる。

近世本草学では、本来的に天産物を対象としていたが、広義の博物趣味的コレクションの中には【A群】のような「人工物」も含んでいた。例えば、山野で見つかるこのような出土遺物は本草学の範疇であり、博物的な未知への好奇心を刺激するそれらの形状が収集・鑑賞の対象とされたようである。幕末の「物産会」の出展目録には、鉱石や化石と並んで「神代石」や「霹靂礫」と名付けられた出土遺物や、「古銭」「古鏡」などの人工物も載せられている。一括りにすると、土の中から掘り出したものは天産物

か人工物が判然としないまま、天産物に近いイメージでその正体を追求することなく鑑賞されていたものであろう⁸⁾。化石類も同様であった。「龍骨」は生薬としての価値もあるので純粋に博物趣味とは言いが、⁹⁾「天狗ノ爪」などは趣味的なコレクションを代表するものであろう。

「神代石」は石器類などの総称として近世にはよく用いられた名称で、用途不明の磨製石器などがこれに分類された。「霹靂礎」も台石、石斧、石環、石錐などを総称して博物趣味的なコレクションによく見られたものである。霹靂は雷である。雷が鳴る激しい夕立が降り、表土が流れ去った後に土の中から現れる不思議な形の石で、落ちた雷が土の中で固まった物という発想からの名称である。

いずれも外形から奇石として、人工物とも天産物とも分かち難い存在であったが、近代考古学が確立して分類されるとこの概念はなくなる。

嘉永6年(1853)に富山で開催された「富山藩薬品会」の目録を一例に示すと、その中にもこのような、明治以降は文化財のカテゴリーに入れられる人工物は幾つも見られる。

中でも「古銭」は多い。埋納銭として出土する銭としては宋銭が多いのだが、目録に具体的な名称が記載される「十二支銭」「長生保命銭」「富士銭」は、近世に中国や日本で作られた絵銭の類である。

また、考古遺物では「曲玉」「管石」「霹靂礎」「神代石」「石罌」「雷斧」など多種が見られる。細分化されたいろいろな名称が使われていたこと自体、当時のコレクションの中では一般的だったということであろう。木内石亭は『雲根志』でこれらを「鑄刻類」と分類している。また『曲玉問答』を著し、その形状に考察を加え正体を研究しようとする端緒を開いているが、考古遺物としての学術的価値の分類は近代考古学が成立してからのことである。

その他に記載された「西寺古瓦」「数珠 廬山蓮実」「唐鏡」などの人工物、工芸品の類も、趣味的なコ

レクションであり、明治以降「古器旧物」に認知されていったものである。

1-1-4. ウィーン万国博出展との関連

「保存方」は保護を目的としたもので、出展品収集を求めたものではないが、「保存方」の元となった「献言」では文化財保護のために収蔵施設(集古館)の設立を提言していた。これは、同様の趣旨で常設博物館の設立を準備する部署と連携して進めていた、ウィーン万国博のための出展品収集とも関係していたと思われる。海外の万国博への出展品では、実際は天産物に比べて日本の伝統文化や歴史を紹介するための美術工芸品の出展が圧倒的に多く、ウィーン万国博での出展品には「保存方」に示された「古器旧物」類の出展も見られたからである。

その一例として、ウィーン万国博での26区に分けられていた出展品の区分と「保存方」の31種の分類の類似性が挙げられる。万国博の出展品区分は、参加国に共通して設定されているものだが、博覧会事務局では、海外へ向けて日本の伝統的生活文化を紹介することも意図し、出展品を当てはめていたと思われるからである。

表2に示したウィーン万国博の出展品区分は、工業製品や生活用品など多岐に亘る。文化財の範疇からは外れるものもあるが、工業、工芸、生活、宗教などの大括りを当てはめてみると、表1に示した(工業)(工芸)(生活)(宗教)などは、「保存方」に示す区分ともかなり類似して見えてくる。

オーストリア政府からの万国博出展要請は明治4年のことであったから、ここにウィーン万国博の出展品区分も視野に入れていたことは十分に考えられよう。

そうだとすると古器旧物には、いわゆる古美術・骨董の範疇だけではなく、日本の歴史文化や伝統的な生活風俗を示す材料を広く想定して選ばれていたと言えそうである。天産物が日本の国土の豊饒さを

示す展示品とするならば、日本の伝統的な工芸技術や文化の精華を物語る展示品は、日本の文化的な国力を示すために必要だった訳であり、そのための古器旧物もまた重要だったと考えられる¹⁰⁾。

つまり、当時「古器旧物」の保護を進めた背景には、廃仏毀釈や盲信的な西洋化の流れによって日本の伝統的な文化財が失われつつあることへの危機感から、それらを歴史の中に位置づけて保存すること、海外に向けた日本の姿として発信することの重要性があったと見られる。

表2 「ウィーン万国博での出展区分」

(農業)・農圃ノ業ト林木ヲ養フ術ノ事
(工業)・鉱山ヲ開ク業ト金属ヲ製スル術ノ事
・化学ニ基キシ工作ノ事
・人作ニテ成リシ食物飲料ノ事
・工業ニ付テノ事
・機関及物品ヲ運送スル器械ノ事
(工芸)・細小品ノ事
・組織衣服品製造ノ事
・皮革並カウチヨクゴムノ類工作ノ事
・金属品製造ノ事
・木器品製造ノ事
・石器土器硝子品物ノ事
・紙楮類製造ノ事
(生活)・都市ノ人民ノ居住其内部ノ模様飾物品家具ノ事
・田舎人ノ居住其内部ノ模様飾物品家具ノ事
・各国ノ家ノ内部ノ用ノ為ニ出来セシ器品ノ事
・美術博覧場ヲ工作ノ為ニ用スル事
(宗教)・神祭ニ関係スル術業ノ事
(芸術)・楽器ノ事
・書画並図取ノ術ノ事
・古昔ノ美術ト其工作ノ物品ヲ美術ヲ好ム人並古実家展覧会ヘ出ス事
・今世ノ美術ノ事
(武器)・陸軍ニ付テノ事
・海軍ニ付テノ事
(教育)・学問ニ関スル器械ノ事
・少年ノ養育ト教授ト成人ノ後修学ノ事
※ () の区分は筆者。順序は、表での分類に合わせて入れ替えた部分がある。

実際にウィーン万国博に出展された具体的な古器旧物については、『澳国博覧会参同紀要』に、

「古来珍重ノ什器ハ是レ亦出品シテ然ルベキニ由リ御物重視箱ハ建言ノ末御出品アラセラレ社寺華族所蔵品中其著名ナルモノハ本局ヨリ其出品ヲ促セリ仍テ山梨県御嶽神社ヨリハ水晶玉、神奈川県鎌倉八幡社ヨリハ政子手箱義家兵庫太刀等、華族坊城俊政ヨリハ拵付太刀三振ヲ出展シタリ」¹¹⁾ とある。

これに関連して、ウィーン万国博での出展目録¹²⁾には次のような出展が記録されている。

第24区¹³⁾

太刀	外ニ替鞘／細太刀／梨子地蒔絵鞘卷太刀	坊城出品
	野太刀／毛抜形飾太刀	
古書画	宮内省	
日ノ出掛物	文晷筆 大阪屋茂助 (元) 金二十円	
掛物	応挙筆 芦ニ鳥之画 赤松徳三 (元) 金三円五十銭	
	探信筆 枯木ニ鳥ノ画	金一円廿銭
鎌倉古物	八幡宮宝庫所蔵左之通り 社宮箱崎博手出ス	
	・源頼朝富士牧狩所帯兵庫鎮ノ太刀 一本	
	・政子手箱 ¹⁴⁾	
	右之内 小箱袋入八ツ／銀金物袋入二ツ／錫金物袋入二ツ／上掛籠ノ内 櫛三十枚／銀鏈髮懸一具／銀針金髮笛一管／銀前棒一本 中掛籠ノ内 畳紙七束／	
百万塔	仏経一枚漆 外ニ目錄一枚摺アリ	博物館之品
東寺古瓦	一枚	博物館之品
古硯	二ツ	宮内省
古瓦破片	各種	宮内省
盆石	古尾谷台付 一	宮内省

山梨県御嶽神社や鎌倉八幡宮の品には宝物取調の記録との関連が、華族坊城俊政の所蔵品には、華族に対する宝物調査との関連が考えられる。また、ここに見える「百万塔」や「東寺古瓦」については、明治5年の壬申検査の際に奈良方面でも精緻な調査がなされたので、その際の結果が反映されている可能性はある。「博物館之品」とあるのは、明治5年の湯島聖堂博覧会の後、それを元にした常設博物館の

設立に向けて収蔵していた品々からの出展であろう。宮内省からは御物も出展されていたことも興味深い。具体的に、個々の品物がどのような経緯で選ばれているのか詳細は分からないが、宝物調査とウィーン万国博出展との関連を示す事例と言えるだろう。

1-2. 中央官庁による様々な調査と報告の指示

1-2-1. 「保存方」に基づくもの

ここでは各地で所蔵する古器旧物や、その所蔵者を調査して差し出させる「保存方」の指示に注目する。

各地方ニ於テ歴世貯蔵致シ居候古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事
但品目並ニ所蔵人名委詳記載シ其官庁ヨリ可差出事
(下線は筆者)

別紙にある品目31種には、前述のように非常に具体的で多種の例を示している。また所蔵者については、廃仏毀釈を経た直後であることを考えれば、その影響を受けたであろう社寺での調査が念頭に置かれていたと思われる。ただ問題となるのは、どの程度の価値を宝物と判断して報告すべきか、といった具体的な点が示されていないことである。届け出の判断を当事者に任せたままでは、対応や記録の精度に差が出てくるのは避けられない。また、この指示自体に期限が設けられていない点も問題であろう。明治4年5月に「保存方」が出されて以降、具体的な記載例を示して調査を指示する布告が文部省や大蔵省、民部省から頻繁に出されている¹⁵⁾ことから、「保存方」は、その後の具体的な調査実施の先触れとして受け止められていたのかも知れない。

各府県での対応の一端は、東京国立博物館に所蔵する一連の取調書類¹⁶⁾（以下、「府県宝物調書類」）の中で報告書に使われている文言の差異や、差出しの日付などから推測できる部分がある。

例えば〈堺県〉から提出された調書では、表題に

「古器旧物并所蔵人名取調調書」、提出年は「辛未」とある。これは、「保存方」に見られる「古器旧物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事／但品目並ニ所蔵人名委詳記載」の指示表現に最も近く、また提出が明治4年（辛未）と比較的早いことから、明治4年5月以降、「保存方」の指示に対応した最も早い時期の提出と見られるものである。

また、以下に例示する〈鶴巻県〉、〈飾磨県〉、〈名古屋県〉、〈福岡県〉からの報告書類も、同様に「保存方」に対応する提出だったと考えられる。

○古器旧物御届／古器旧物之義ニ付御達之趣御座候ニ付当県管内え布告仕候処左之通申出候（略）
辛未十月 鶴巻県
文部省御中

先般依御達古器物取調候処元安志県下一切無之候条此段御届申上候／辛未十二月廿三日 飾磨県
文部省御中

○古器旧物品目并所蔵人名御届／古器旧物品目并所蔵人名委詳記載シ可差出旨去末五月御達之趣有之（略）
壬申正月 名古屋県
文部省御中

古器物書上／兼而御達御坐候管内古器物取調調書老冊奉差上候也／壬申正月／廿七日／福岡県
文部省御中 (下線は筆者)

「府県宝物調書類」の中で、府県から提出された目録には大蔵省宛、文部省宛、そして宛名が書かれていないものがある。そのうち宛先が書かれているものに限って見ると、「文部省御中」とある報告書の多くは、差し出された日付が大蔵省からの調査布告以前のものであった。現在保存されている「府県宝物調書類」は「保存方」以降に、明治4年11月の文部省布達に基づく報告書と明治5年の大蔵省官員巡回の際の報告書とが、まとめられたのであろう。

1-2-2. 華族に対する調査

明治5年4月9日には、澳国博覧会事務局から華族に対して、所蔵する「古器旧物」の報告についての御沙汰書が出されている。近世大名家以来の伝統から、貴重な宝物を多数所蔵することを想定して行われたことだが、廃藩後旧藩主などの華族は東京に在住したので、博覧会事務局では、東京府に調査を依頼した¹⁷⁾。結果的には華族からは十分な回答が得られずその所蔵状況は把握できなかつたようだが、ウィーン万国博では華族が所蔵する宝物の出展が見られるので、全体でまとまった回答はなかつたとしても、調査報告が活用されたことはわかる。

○博覧会事務局

華族輩従来所持之物品中御国宝ニモ可相成分ハ追テ博覧場御取設ノ上御備ニモ可相成候条右銘書早々取調為差出候様可取計事

1-2-3. 文部省による所管学校、病院などへの調査

明治4年11月には文部省から「各地方の公立諸学校や文庫、病院等で所蔵の書籍併に古器奇物の類を紙雑形の通無遺失取調来申正月中可差出候事」が出された。寺社ではなく学校、病院などでの所蔵調査を行ったのは、藩政時代の旧藩校や医学校などから新政府が引き継いだ旧蔵書や古文書類の調査を含めて考えていたためではないかと思われる。この布告では、所蔵宝物の詳細な報告書式が指示されていた点、また翌年1月までの非常に短期間の期限が付けられていた点が特徴である。

明治四年十一月 文部省布達

各地方公費ノ学校病院等ニ所蔵ノ書図古器物類取調開発セシム

文部省布達

従前於各地方公費ヲ以取設有之諸学校或ハ文庫病院等ニテ所蔵ノ書籍併ニ古器奇物ノ類ニ至迄別紙雑形ノ通無遺失取調来申正月中可差出候事

一書籍図画一枚摺ノ書図ニ至迄現今蔵板ノ箇所或ハ

姓名是亦別紙雑形ノ通無遺失取調来申正月中可差出候事

四年十一月

1-2-4. 大蔵省官員の巡回

明治5年3月18日には太政官から各府県へ、寺社四民の宝物銘書取調等について、関係者へ周知させる旨の布告が出された。寺社を所管する大蔵省の官員が、各地を巡回して報告書を提出させる形で行われたものである。これは寺社だけではなく、一般個人の所蔵にもその対象を広げた点に特徴がある。廃仏毀釈の影響を受けて、特に寺院から民間のコレクターへ仏像や仏画等が売り渡されていった経緯を踏まえ、その宝物の移動を確認する意図を含んで、ここで「四民」と示された好事家や旧家などへの調査を進めたものと考えられる。

太政官布告第八十八号（三月十八日）

今般各地方巡回之為メ大蔵省官員出張致シ候ニ付テハ各府県官庫ハ勿論社寺四民共従来貯蔵ノ宝物銘書取調候管ニ付各府県ニ於テ此旨相心得管内社寺ヲ始メ普ク可相達置事
(下線は筆者)

この布告に従って作成された調書は、宛名が「大蔵省御中」とある。「府県宝物調書類」の多くは明治5年中に提出されたもので、その表題の大多数には、前年5月に出された「保存方」にあった「古器旧物」ではなく、「社寺四民共従来貯蔵ノ宝物」の文言が使われている。また、県によっては表題に以下のような微妙な差違が見られるので、報告書作成についての詳細な規定の指示はなかつたようである。

「社寺四民貯蔵之宝物銘書」（山口県）

「管内社寺四民貯蔵宝物銘書」（岐阜県）

「浜松県下貯蔵宝物取調書」（浜松県）

「甲斐国社寺四民共貯蔵宝物取調書」（山梨県）

旧越中国の分は、新川県が「新川県宝物取調書」を作成して大蔵省宛に提出している。

1-2-5. 陸軍省官員の巡回

同日付で、大蔵省同様に陸軍省の官員が各地へ出張し、宝物のうち武器に属するものを調査する旨の通知が出されている。

太政官布告第八十九号（三月十八日）

今般城郭兵器取調ノ為メ陸軍省官員各地方へ出張官庫ハ勿論社寺四民共従来貯蔵ノ宝物ノ内武器ニ属スル分巨細取調候管ニ付各府県ニ於テ此旨相心得管内社寺ヲ始メ普ク可相達置事

「古器旧物」の中で、特に武器に類するものを別扱いしていた点は興味深いが、この報告は陸軍省になされたためか、「府県宝物調書類」には陸軍省宛のものはないようである。ただ、ここで想定する「武器」とはどのような物までを指していたかは不明である。太刀や弓矢、あるいは鎧などの武具はウィーン万国博にも出展されているが、それが博覧会事務局の調査によるのか、またこの陸軍省の調査によったものなのか詳細は分からなかった。

1-2-6. 寺社に対する宝物や古文書の調査

明治6年（1873）のウィーン万国博出展に関係した調査が終わった後、寺社を所管した教部省や内務省から官国幣社やその他の社寺に宛て、所蔵する宝物什器、古文書の所在や形状について頻繁に報告させている。これは政府が寺社の「古器旧物」を注視していたことの証左であろうし、同時に、売買などで散逸してしまう可能性が懸念されたのもまた、寺社だったということであろう。提出期限を切ったり、別紙で目録に記載する書式を非常に細かく決めたりして、寺社を所管する官庁で詳細な情報を集約したようである。これがその後の「神社明細帳」の作成や「古社寺保存金」の交付などに関係する資料となっていたものと思われる。

教部省達 明治六年十月三十一日 第三十一号府県
今般官国幣社所蔵之古文書宝物什器類取調為致候条管轄地方官ニ於テ官員差出神官立合点檢之上簿帳三通へ

明細記載為致每帳末尾へ立合官員連署押印之上当省并地方庁一社へ各一通ツツ為相納可申此旨相達候事／但什器類ハ重立候外常用之物品等ハ一社限り為取調不苦候事

教部省達 明治八年六月八日 甲第七号官国幣社
一社所蔵ノ古文書宝物什器類取調之儀去ル明治六年十月当省第三十一号ヲ以テ相達簿冊差出候処認振等一定不致ハ勿論疎漏之廉不少候条就テハ別紙雛形ニ照準シ来ル十月限り取調当省へ可差出此旨更ニ相達候事

但取調入費之儀ハ一社定額内ヲ以仕払候義ト可相心得事

（別紙）某神社古文書宝物目録

一縁起書 何巻ノ年月誰撰ノ同誰筆ノ但謄本ヲ附スヘシノ難謄写者ハ其概略ヲ抄録ス

一文書 一通ノ年月誰撰ノ同誰筆ノ寄附人或ハ伝来ノ所由ノ但影本ヲ附スヘシ（略）

内務書達 明治十二年五月十九日乙第二十二号

寺社宝物古文書ノ儀ハ各管庁ニ於テ取締相立厚ク保護可致管ニ有之就テハ各管内府県社以下神社并ニ寺院共所蔵ノ宝物古器物古文書等別紙書式ニ照準取調目録帳為差出調査ノ上本年十月限り取纏当省へ可届出此旨相達候事

（別紙）某神社ノ寺院ノ宝物古器物古文書目録

一縁起書 幾巻ノ撰者及ヒ筆者ノ姓名并ニ其年月ヲ記ス

一文書 幾通ノ百年以上若クハ名家ノ筆ニ係ルモノニテ文書ト称スヘキ者ハ一一其目ヲ掲ケ撰者筆者年月寄附人并ニ伝来ノ所由ヲ記ス（略）

1-3. 壬申検査の実施

前述の様々な調査は、各地からの届け出を求めるものであったり、官員が巡回して調査を促したりするものであったが、壬申検査では博覧会事務局から宝物についての知識を持つ者が現地へ赴き調査を行う意味では画期的なものだと言えよう。文化財の確認や保存、海外流出防止を目的からも、このような調査で正確な記録を残すことが必要になっていたのであろう。実施期間は明治5年5月～10月の半年間で、文部省博物館が主体となって社寺や華族が所

蔵する古器旧物を本格的に調査したものである。そしてその中で特筆されるのは、奈良の正倉院開封調査を行ったことであった。

5月19日には派遣先となった11府県に対して布告がなされた。

布告 五年五月十九日 第百五十八号
京都府 大坂府 神奈川県 静岡県 愛知県 度会県
堺県 足柄県 滋賀県 和歌山県 奈良県
辛未五月古器物保全可致旨及布告置候処今般文部省官
員被差遣社寺古来相伝器物等条不都合無之様可取計候
事

前年の「保存方」や大蔵省官員の巡回を受け、各府県や所蔵者から府県を通じて差し出された報告によって概略を把握した上で、実地に調査を行ったものであろう。布告に載る11府県で行われただけで、全国的な調査ではない。まず重点地区で始めていくやり方であったが、ここで集められたデータは、以降の文化財保護の基礎資料に加えられたと考えられる。

1-4. 「取調局」の調査

1-4-1. 調査の目的と進め方

「取調局」の「宝物検閲方」¹⁸⁾には、調査の目的を「美術ノ標範歴史ノ資料トシテ国家ノ重宝ニ属スヘキモノハ本局ニ於テ之ヲ監査シ全国宝物帳簿ニ詳録スヘキ」としている。

つまりこの宝物調査は美術的視点、歴史資料としての視点からの調査であり、監査を行い全国的なデータベースを作成するためのものであった。確かに、この調査で収集しようとした情報は、それ以前のものに比べて非常に細かいものである。

まず、宝物の分類は「保存方」の31種ではなく「古文書」「絵画」「彫刻」「美術工芸」「書蹟」の5種になっている。これは美術上や歴史上の見地からの文化財という見方が確立し、博物学的な要素が切り離されたことによるのであろう。

そして、調査結果を記入する専用書式の罫紙は、表面が「目 番号」・「物品受領 明治年月日・物品返附 明治年月日」・「住所」・「氏名」・「品目」・「個数」・「伝来」・「物質」・「形尺」・「等級」の詳細な項目に分けられている。裏面には「品目」「等級」「年代」「作者」「監査状番号」「写真番号」「監査状付与番号」「写真下付年月日」の項目が作られている。

この調査活動自体は明治17年(1884)に文部省の委嘱を受けて、フェノロサが岡倉天心とともに近畿地方の古社寺の宝物調査を行っていた流れを受け、明治21年5月から大規模に進められた。まず5月5日に東京を出発し京都、大阪、奈良、和歌山、滋賀で調査を行っているが、これらの地域は東海地方を除いて、明治5年の壬申検査で訪れた場所とほぼ等しいものであった。

9月27日には宮内省に臨時全国宝物取調局を設置し、古社寺を中心とする全国規模の「宝物」調査を開始する。その際、重点地域では府県を通した予備調査を行い¹⁹⁾、5月からの調査を引き継ぐ形で、各地で所蔵先を巡回して現地調査を行うとともに必要な地域ごとに「検査所」を設置し、そこへ宝物を持ち込んで精密な鑑査を行った。

その一端を示す事例には、明治21年11月に滋賀県下で行われた宝物調査の際に、甲賀郡岩根村善水寺から調査のために同郡水口村の「検査所」へ差し出すべき仏像4体の運搬ができないため、実地臨検を詮議してほしい旨を願い出た資料²⁰⁾が残されている。

調査の進め方としては、検査所へ宝物を差し出し、預かって調査の上、評価の後と返却するというやり方が定式化されていたようである。

このときの記録である『宝物目録』は、東京国立博物館に96冊所蔵されており²¹⁾、府県、郡市、宝物を所蔵した社寺など、様々な届け出者ごとに分冊されている。各地で作成された記録は、そのほとんどは府県名や社寺名を刷り込んだ専用箋を用いて書かれているので、そこから報告者が特定できる。それ

を見ると、冊子には各地から専用箋で提出された書面をそのまま綴じたものの他、東京に集められたあと「取調局」の用箋にまとめて書き写されたものもある。

96冊の中で京都府内の郡市、寺院などからの報告書は合わせて13冊分。以下、奈良7冊、滋賀6冊、大阪5冊、東京7冊、新潟8冊、愛知8冊と、この7府県だけで全体の半数を超える。96冊の中には、各地から提出された書面を元に編集された写本も含まれており内容の部分的な重複も考えられるが、この比率は概ね調査件数と重要度に比例するものと思われる。

初期の報告書は、ほとんどが提出されたままを綴じたものだが、「取調局」の用箋に書かれた分を集約して一冊にした『諸県宝物目録』と題した冊子が存在する。

北海道、青森、茨城、栃木、群馬、千葉、富山、福井、長野、岐阜、静岡、三重、徳島、香川、愛媛、沖縄は、その中に僅かな記載があるのみである。埼玉、山梨、鳥取、高知は96冊の中に調査記録がない。地域による記録の粗密には差が大きいようである。

明治21年5月から8月末までの調査経過は、官報に「美術取調ニ関スル報告摘要」と題して報告され、調査件数とともに「優等」、「之に次ぐもの」に等級付けられた宝物の名称が細かく載せられている。9月に「取調局」が設置されて以降も、官報では見出しが「宝物取調ニ関スル報告摘要」となって報告は継続する。しかし、これも明治23年(1890)7月11日付けで「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況 本年一月以来東京府、巖手、宮城両県下及相州鎌倉地方ニ於テ局員ノ検閲ヲ遂ケタル物品ハ古文書千四百三十点、絵画五千二百五五点、彫刻九百三十一一点、美術工芸品二千二百二十八点、合計九千七百九十四点」とある²²⁾のが最後である。明治22年度には重要な調査を終えて、調査活動には何らかの一区切りが付けられたものと見られる。

これに対応するように、「宝物検閲方」は明治22年9月28日付けで「物品所蔵ノ者ハ左ノ手續ニ依リ検閲ヲ受クルコトヲ得^{廿二年九月廿八日}」としたあとに、

- 一前頭物品ハ毎日執務時間中京橋区八官町十五番地臨時全国宝物取調局支局ニ於テ之ヲ受理スヘシ
- 一本局ニ於テハ十日間以内ニ監査ヲ了リ優劣ヲ分別シテ佳良ノモノニハ各種ノ監査状ヲ交付シ且ツ官報ニ広告スヘシ
- 一監査状ニハ番号ノ序ヲ以テ全国宝物帳簿録スルモノトス 但シ必要ト認メタルモノハ当局ニ於テ之ヲ写真スルコトアルヘシ
- 一多数ノ物品ヲ有シ若クハ其品質運搬ニ適セサルモノアル場合ニ於テハ東京府下ニ限り局員ヲ派出シテ検閲スルコトアルヘシ

との条文を示している。

明治22年9月というのは前述のように、重点地域での調査がほとんど一段落した後である。この時点で、「取調局」から各地へ出張するのは別に、直接京橋区に置かれた「取調局」支局で監査を始めた点に注目する。各地の寺社などでの調査と平行して、それ以外に個人所蔵の宝物の調査を本格化させたと見られるからである。その背景には、社寺から既に古物商や個人収集家などの手に渡った宝物が少なかつた状況や、そこから海外へ流出することへの危惧があったものと考えられる。またこれは個人に限るものではなく、それまでの一連の調査で見逃した宝物を拾い上げるための意図もあったものと思われる。

総合すると宝物目録は、この「宝物閲覧方」の内容に沿って府県や寺社を通して取りまとめた冊子を提出するこれまでの流れと、個別に「取調局」支局で宝物を受領して監査したものを記載する流れの2本立てで作られていったものと考えられる。

1-4-2. 「調査対象地域」による格差

今回の資料閲覧では、すべての地域の調査宝物目録を精査したものではないが、『宝物目録』に残され

た記録の量や調査地域の分布、官報に記載された宝物の質を見た限りでは、全国を同じ方法や密度で調査する意図は当初からなかったと思われる。その点から推論すれば、地域による調査の粗密さには、その重要度によって凡そ次のような3段階程度の格が想定されていたのではないかと考えられる。

(1) 当初から明治22年の前半までに、高い密度で調査を行い、詳細な調査結果は官報に掲載された地域。調査する府県や郡などの役所へ事前調査の協力を要請するとともに、社寺からも個別に作られた宝物目録の提出もあった。大部分は明治5年の壬申検査の調査区域と重複し、目録の作成自体よりも今回は宝物の等級付けのために実地検分を目的としたのではないかと考えられる地域。

(2) 主に明治23年以降に、「取調局」から各地の役所などに調査の取りまとめを指示した地域。明治23年から29年にかけて、各県や郡役所、寺社で目録を作成して提出された冊子がそれに当たる。県によって提出された冊子の数に差があるのは、地域での調査体制の差であろう。(1)に分けたものを重点地域とすれば、これは准重点地域となるものと考えられる。

(3) 県に対して、直接組織的に所管内の所蔵状況を取りまとめた宝物目録の提出を求めなかったか、あるいは県からは提出がなかった地域。調査記録が『諸県宝物目録』の中にしか見られない県である。県や郡でまとめた宝物目録が作成されず、提出されていないので単独の冊子は残されていないが、何らかの情報や機会を得て、直接東京の「取調局」支局へ持ち込まれ、そこで監査を受けたものが、後に府県ごとにまとめられた記録に残されたのではないかと考えられる。また、『諸県宝物目録』の記載で、冊子を提出している県との重複が見られる²³⁾ 県があるのは、記録の流れが2本立てだったことに当てはめれば、県から提出された冊子の記載とは別個に、直接東京へ持ち込

まれ、鑑査した宝物の分を『諸県宝物目録』に記載していたためではないかと考えられる。

そして、『諸県宝物目録』にも記載がなかった埼玉、山梨、鳥取、高知については個別に直接東京に持ち込まれた宝物もなかったものと思われる。

1-4-3. 「等級」について

調査した宝物に等級付けを行うことも、この調査の大きな目的であった。官報では鑑査の必要性について、「今回ノ検査調査ハ務メテ確實ナル結果ヲ得ルヲ要スルカタメ特ニ京都府庁ヲ経テ同府各専門ノ鑑定家数名ヲ招集シ其意見ヲモ諮詢シ以テ参考ト為セリ」²⁴⁾ と記している。

「臨時全国宝物取調局鑑査表」²⁵⁾ を見ると等級は1～8までに分類され、その内容には骨董的価値や金銭的価値などではなく、歴史、美術、美術工芸、建築などの見地から模範となるもの、参考となるものという視点のあったことがわかる。等級には、『史要参考簿』や『宝物参考簿』に登録するレベルの価値があるとする評価が見られた。

現在、東京国立博物館には、都道府県の『精細簿』及び『参攷簿』89冊を所蔵²⁶⁾ しているが、この名称を見ると「宝物参攷簿」については鑑査表に見える名称で作成されたが、鑑査表にあった「史要参考簿」は「精細簿」の名称で作成されていたようである。その際の等級としては、『精細簿』の記載の方が『参攷簿』の記載よりも上に位置している。

この『精細簿』に載せられた宝物は、文化財として高い価値があることを国から認められたこと示すものであった。

『精細簿』と『参攷簿』は、共に宝物調査の記録である『宝物目録』から等級に応じて選んだ宝物を記載しているので、地理的に分類すれば上位等級の宝物の地域的な多寡を知ることができる。

その内容は『宝物目録』以上に地域的な差が大きく、岩手、東京、神奈川、愛知、滋賀、奈良、大坂、

和歌山、兵庫では府県内を更に郡市別に分けて記載した詳細な冊子が作成されており、この9府県のみだけで80冊を占める。また鹿児島、福岡、熊本、岡山、広島、北海道の分は合本されて1冊となっている。

その他に『宝物精細簿 一県一綴ヲナスニ足ラザル物』と表題を付けて複数の県の記録を集約した冊子が2冊存在する。この2冊には記載の重複が多い(27)のだが、この冊子にだけ記載があるのは千葉、茨城、栃木、三重、長野、山形、石川、岐阜、福島、

秋田、山口、熊本、宮崎、香川、長崎、静岡、岩手、埼玉、島根、群馬、鳥取、新潟の22県。逆に、記載がないのは富山、福井、山梨、徳島、愛媛、高知、佐賀、大分、沖縄の9県であった。

前項では調査地域の重要度の認識から3段階の格の存在を想定したが、これは、調査された記録にも当てはまり、『精細簿』が詳細に作られた府県、記録が合冊された道県、一冊に集約して記載された県、そして記載がない(記載に値する宝物の所在がなかった)県といった、同様の格差が見られた。

2. 旧越中国での宝物調査

2-1. 大蔵省官員巡回による「官庫、社寺四民共従来貯蔵ノ宝物銘書取調」(明治5年)

明治4年の「保存方」布告のあと、大蔵省や文部省から度々出されている宝物調査指示を受けた新川県が、それにどのように対応していったのか具体的に見てみたい。

明治5年に太政官から布告された指示は、新川県庁・支庁を通して関係者へ伝達されており、明治5年3月に、新川県庁から県内の寺社や村役人などへこれを伝達したことを示す2件の資料が残る。

今般各地方巡回之為大蔵省官員出張致し候ニ付而者、各府県官庫ハ勿論社寺四民共従来貯蔵之宝物銘書取調候旨ニ付各府県ニ於て此旨相心得管内社寺ヲ始メ普ク可相達置事。

壬申 三月 太政官

右之通り被 仰出候条区々不洩様相達候

社寺四民ニ至迄、兼而得其意者也 (下線は筆者)
三月 支庁 『真成寺文書²⁸⁾』

この文書を残した真成寺は富山市大山の浄土真宗大谷派の寺院であった。このとき、県からは調査の対象は「社寺四民ニ至迄」と見られるように「社寺」と「それ以外の四民」に分けられ伝えられたことから、まず社寺への調査の重要さが感じ取れる。

当時の新川県内は、明治元年の神仏分離令から廃仏毀釈を経て、明治3年に発せられた富山藩の合寺令などにより、寺院を取り巻く状況が混乱していた時期であった。

新川県支庁から発せられた指示を書き留めた文書には、この他に『吉田家文書²⁹⁾』がある。吉田家は婦負郡下井沢村で村肝煎・十村役を務めていたので、こちらは村役人を通して寺社以外の「四民」にも広く指示が伝えられていたことが分かる史料である。この文書は、『真成寺文書』と比べて太政官から発せられた布告の内容には差違は見られないが、新川県支庁から加えられた下記の部分に「寺社」の言葉がない。社寺以外へは、このような文言が使われたようである。

(略) 右之通り被 仰出候条区々不洩様相達候

四民至迄、兼可得其意もの也

壬申三月 支庁 『吉田家文書』

(下線は筆者)

この指示によって各々の寺社からは所蔵する宝物が、また個人が所蔵する宝物は、その土地の村役人らに取りまとめるなどして県庁へ届け出られ、更に県から中央に送られて全国の情報が集約されていっ

た。但し、上記の史料を残した真成寺、吉田家からの宝物の届け出はなかった。

2-1-2. 届け出者

県から大蔵省へ提出された報告書『貯蔵宝物取調書／新川県』（以下、「新川県調書」）に記載された届け出者を表4にまとめた。その内訳は、寺社からが7件、村役人・区長などが2件、個人が1件の計10件であった。太政官布告にあった「管内社寺ヲ始メ普ク可相達置事」「仰出候条区々不洩様相達候」に従って伝えられていたとすれば、届け出数は決して多くはなかったように思われる。

特に寺院については、その背景には個別の事情に加えて新川県内での廃仏毀釈、特に富山藩の合寺令の影響が大きかったのではないかと考えられる。合寺令自体はその後空洞化して、明治5年10月以降、一旦廃寺になった寺院も徐々に再興していくとはいえ、明治3年10月の旧富山藩内での合寺令に伴う寺院や仏像・仏画などの破壊は大きなものであった。そう考えると、表3の届け出者の中に旧富山藩領内の寺院が皆無なのは特徴的である。越中国旧加賀藩領内でも神仏分離による廃仏毀釈は進み、新川郡では立山権現の称号が廃止されるような大きな変化はあるが、合寺のような強引な政策はなかった³⁰⁾ので、直接的な被害は旧富山藩領内の寺院に比べると少なかったことで、届け出に応じられたという面もある。

とはいえ、廃仏毀釈による混乱の中で失われた仏像や仏画は多かったことであろうし、秘蔵してきた宝物類を明治政府の調査に対して開示することが、「其の意を得て」すんなりと受け入れられていたとは考えにくい。また、越中国旧加賀藩領内の寺院であっても、調査の届け出に応じるか、また応じたとしても所蔵するすべてを届けるかどうか、寺院側の受け止め方の意識には温度差があったものと想像される。

「四民」の中には伝来の宝物を所蔵していた旧家や名士などは多数あったと思われるが、記録を見る限りでは、彼らも協力的に届け出に応じていたようには思われない。

このような宝物調査への対応の差は、同時代に古器旧物について別のルートからの情報ベースとなる、展覧会・博覧会への宝物類出展の事例と比較することで特徴的に見えるのではないかとと思われる。

表3

届出者	数量
砺波郡区長 五十嵐豊	1種 1点
瑞泉寺	2種 9点
西願寺	2種 2点
砺波郡第四区三番組 石坂出村肝煎 市郎右衛門	2種 2点
埴生村八幡宮元神職 埴生寿亭素	2種 3点
新川郡立山元西神職 ※(岩峯寺旧坊家)	2種 21点
安居寺	11種 20点
成田廣	1種 1点
立山 元東神職 ※(芦峯寺旧坊家)	5種 8点
眼目村 立川寺	13種 531点

2-1-3. 展覧会・博覧会への宝物類出展との比較

明治5年の湯島聖堂博覧会が盛会だったことを受け、明治10年頃まで全国各地で博覧会が盛んに開催されていた。そこでは、湯島での展示に倣い各地で所蔵する同種の古器旧物が出展されていた。多くの人々の目を引き付けて観覧されたそれらの品々が、当時の人々が一般的に認識した宝物類の価値観に近かったものと思われる。

石川県（明治5年以降16年までは、旧越中国を含

める)では明治5年に金沢展覧会³¹⁾、7年には金沢博覧会³²⁾が、そして9年には富山展覧会³³⁾が開かれている。(以下、この3つを総称して「展覧会・博覧会」という)

まず、そこで展示されていたものと「新川県取調書」に挙げられていた宝物類との比較から、宝物の認識の差異を見てみる。

宝物調査に宝物を届け出た寺社や個人で、前述の「展覧会・博覧会」にも出展していた事例は、以下の通りである。

出展者と出展品名称は当該展覧会目録³⁴⁾のまま。異なるものは()に「新川県取調書」での名称を併記。出展物のゴチックは「新川県取調書」での出展品を示す。

■明治5年「金沢展覧会」での出展品

出展者：成田某(成田 廣)

・碓磤貝盃鉢 六尺許

■明治7年「金沢博覧会」での出展品

出展者：瑞泉寺

・小野道風書下馬札／松桜描金文台硯匣／水晶玉
(有菊描金卓 鷹司政熙公寄附)／秀吉公書翰
(贈瑞泉寺家司齋藤刑部卿)／前田利家公書翰
／甲州信玄公書翰(永禄度川中島戦争之時于瑞泉寺)／政常作長刀

出展者：安居寺

・元信永徳兩人画馬大額三枚／三条橋擬宝珠雛形

■明治9年「富山展覧会」での出展品

出展者：成田頼俊(成田 廣)

・大碓磤貝水鉢

出展者：埴生八幡宮(埴生村八幡宮)

・佐々成政采／佐々成政帯刀一振／佐々成政野太刀
／木曾義仲祈願書(大夫坊覚明筆)／豊臣秀吉公判物二軸
／武田信玄書(遊佐新右衛門書簡

付)／翁面／木曾義仲上刺矢／木曾義仲上刺矢
矢ノ根／豊臣秀吉公兜二頭／武田信玄具足

これを見ると、「新川県調書」に届け出ていた社寺からの出展が意外に少ないこと、またそれらの寺社では届け出ていた物の他にも「展覧会・博覧会」で出展しているような、多数の宝物を所蔵するところのあったことが分かる。

「博覧会・展覧会」に出展した寺院は越中の古刹を中心に、少なくはない。但し、宝物調査への届け出と両方に応じた社寺は「瑞泉寺」「埴生護国八幡宮」「安居寺」だけであった。

次に、この3つの社寺が「展覧会・博覧会」に出展した宝物を子細に見ると、例えば瑞泉寺の出展品は、宝物調査で届け出ていた「聖徳太子尊像」やその「伝絵」ではなく、戦国武将の書簡や硯箱、刀剣など別の種類の宝物のみで、仏像仏具や仏画などは皆無である。安居寺からは、調査でも届け出たのと同じの「絵馬」3枚が出展されてはいるが、やはり仏具や仏画の出展は見られない。

また埴生八幡宮でも、届け出た木曾義仲に縁の品の他に、それ以上に戦国武将縁の品々が多数出展されていた。

これらの事実から見えるのは、寺院から宝物調査に届け出られた宝物は、決して寺社が所蔵するすべてを余さず届け出たものではなく、それぞれの寺社の判断、都合で選ばれていたということ。そして寺社では、所蔵宝物に対しては宝物調査と「展覧会・博覧会」への出展には意識の差異があったと思われる点である。特に、「展覧会・博覧会」へは敢えて仏教的な宝物の出展を排除していたようにも感じられる。

明治9年の富山展覧会では、宝物調査では届け出ていなかった多くの寺院から出展された宝物類にその傾向が強く見られるようである。

例えば、以下の寺院である。

大法寺、聞名寺、曼陀羅寺、海岸寺、最勝寺、
念法寺、国泰寺、大楽寺、大泉寺、長教寺、
善徳寺、西福寺、西念寺、願正寺、薬勝寺、
妙巖寺、土山澤映³⁵⁾

これらの寺院からの出展品でも仏像や仏具、仏画
の出展は僅かに3点が見られるだけで、遺墨や断簡
の軸、茶器、彫刻、蒔絵などの出展に終始している。

この傾向は、明治5年3月の文部省博物館による
湯島聖堂博覧会の出展品にも言えたことで、この時
代の宝物の認識には、仏像や仏画に対しては宗教的
な点以外で、美術品としての価値がほとんど意識さ
れていなかったように思われる。仏像や仏画に対す
る信仰対象と美術工芸品としての価値観に、まだ一
般的な融合性がなく、仏像などの公開には近世の宗
教的な意味合いでの「出開帳」のイメージが強かつ
たのかも知れない。加えて廃仏毀釈で仏像や仏具を
破却した同時代にあって、まだ当時は宝物としての
仏像や仏画の価値意識が不安定だったことも考えら
れる。

そして、寺社の立場からすれば宝物調査では廃仏
毀釈の反省に立った「保存の必要性」という、「保存
方」が示した方向性に沿って仏像を届け出る価値は
あったとしても、博覧会での一般公開では、高価さ
や骨董として希少価値が重視され、仏教的な価値で
の宝物は求められなかったものと思われる。

2-1-4. 「新川県調書」に記載の宝物

届け出者と、届け出られた宝物を具体的にみると、
次のような傾向が見られる。

- ・宝物は、その成立年代は古代から中世までがほ
とんどである。明治初期段階では、近世のもの
をまだ「古器」とは見えていなかったようである。
- ・軸装した遺墨、断簡が多い。ここにこの時代の
宝物に対する価値観の一面が、現れていたよう
に見える。
- ・仏像に比べて、仏画はほとんど見られない。

- ・宝物に由来が付けられたものは、寺社の縁起や
伝承に基づく、届け出者から「自己申告」によ
るもので、届け出の際に歴史的な検証鑑定がな
されたものではない。

次に、届け出られた具体的な宝物から特記すべき
特徴を挙げてみたい。「保存方」に示された古器旧物
の分類が、宝物の考え方の元になっているはずなので、
ここではそれに従って分類した。

() 内は届け出者

■祭器

- ・道祖幣 (埴生八幡宮)

■古鏡古鈴

- ・古銅鈴 (砺波郡区長 五十嵐豊)

この分類には、古墳から出土した古代の古鏡や鈴
が該当する。この「古銅鈴」については説明がなく、
絵図が添付されるのみであった³⁶⁾。鈴であることは
認識されていても名称が不明だったものであろう。
絵図にある形状から判断すると、考古遺物「鈴杏葉」
に相当する。本居宣長の鈴コレクションには「十字
鈴」と呼ぶ同種の所蔵がある。

■武器

- ・刀 (立山元東神職)
- ・鎗 4筋 (立山元東神職)
- ・小刀 (立山元東神職)
- ・神息御太刀 (安居寺)
- ・木曾義仲上刺矢 (埴生八幡宮)

武器については、大蔵省からの布告と同時に陸軍
省が調査を布告している。県内から陸軍省へ宛て提
出されたことは確認できないが、立山元東神職 (芦
峯寺) からの届け出文書には、冒頭に「右今般官庫
并社寺四民蔵宝物銘書兵器之分取調書出可申旨御布
告」と書かれた部分があるので、当時何らかの形で
武器・兵器については別の指示があったことを窺わ

せる。刀剣類は別に陸軍省へも報告されていた可能性は考えられるが、ここからは詳細は分からない。

■古書画

- ・(聖徳太子) 伝絵 8軸 (瑞泉寺)
- ・十天³⁷⁾ノ中 6幅 (安居寺)

越中では、地域的に真宗の御絵伝や立山曼荼羅などの宗教的な絵画は各所に所蔵されていたと思われるが、ここでは挙げられていない。宝物は、前述のように時代的にはほとんどが中世までのもので、近世の書画自体にはまだ古物との認識はなかったと見られる。その点から考えても、立山曼荼羅などは、まだ古器旧物としての価値は見出されていなかったようである。

■古書籍並古経文

- ・般若経一卷 (安居寺)
- ・法華経寿量品 (立山寺)
- ・禁裏御奉加帳 (市郎右衛門)
- ・京極黄門之家々真筆百人一首 (市郎右衛門)

■篇額

- ・絵馬 3枚 (安居寺)

■鐘鈺碑銘墨本

- ・挹翠楼ノ掛物 (安居寺)
- ・制札状 (立山寺)
- ・文字掛物 (西願寺)
- ・添状 (西願寺)
- ・(木曾義仲) 願書 (埴生八幡宮)
- ・後光明院宸翰 (立山元西神職)

戦国武将や天皇の真筆などが多く届け出られている。社寺が、その権威付けのために持っていたものであり、そのような品々に高い価値を認めていたと言えそうである。

■印章

- ・花押判 (立山寺)

■衣服装飾

- ・大僧伽黎衣 (立山寺)

■貨幣

- ・古銭 20枚 (立山元西神職)
- ・唐銭 452枚 (立山寺)

記載数が全部で42種531点³⁸⁾のうち、「古銭」は472点と、その約9割を占めている。

立山権現峰本社にあった宝物は、『和漢三才図会』には「天銭三文 他ニ異国之古銭数多アリ」、また天保15年(1844)の『立山遊記』には「古銭大小百五六十文」の記述が見える。出展者の立山西神職は、廃仏毀釈後に岩峯寺の坊家が名乗った称号である。江戸時代、立山山中は岩峯寺が管理権を持っていたので、廃仏毀釈後には山頂の社殿にあった宝物類を麓に下ろして岩峯寺で保管していた物とも考えられる。ここの挙げられた古銭は江戸時代に通貨として使われたものではなく、宋銭と近世に作られた絵銭なので、奉納した埋納銭の一部だったのかも知れない。

また、立山寺所蔵の452枚の銭は唐銭とあるが、実際は宋銭である。また佐々成政から寄進を受けた10万貫(1万枚)の残りとの由来が届け出られているが、詳細は不明である。

■茶器香具花器

- ・青地香炉 (立山元東神職)
- ・青地高麗焼花瓶 (立山寺)
- ・湯釜 (立山寺)

■雛幟等偶人並児玩

- ・竜頭 1点 (立山元東神職)
- ・獅子頭 1首 (立山寺)

■古仏像並仏具

- ・本尊聖観自在菩薩〈安居寺〉
- ・御前立同観世音〈安居寺〉
- ・御脇士（不動尊／毘沙門天）〈安居寺〉
- ・地主地藏尊石像〈安居寺〉
- ・仁王〈安居寺〉
- ・涅槃像〈安居寺〉
- ・釈迦如来誕生仏〈立山寺〉
- ・如意輪観世音木像〈立山寺〉
- ・錫杖〈立山寺〉
- ・数珠〈立山寺〉
- ・聖徳太子尊像〈瑞泉寺〉
- ・立山神像〈立山寺〉

廃仏毀釈の影響による文化財散逸への危惧も宝物調査の動機と考えられることから、残存する仏像や仏具の把握は大切な視点であったと思われる。但し、届け出たのは4ヶ寺のみであり、ここに挙げられているのは、ごく一部の限られた寺院からの報告と感じられる。また、由来の中には廃仏毀釈の影響で移動したといった内容は見られなかった。

寺院に所蔵する経緯などは伝承する縁起などによる自己申告で、学術的な裏付けがある訳ではないが、地元で信仰の対象として大切にされてきた価値と、歴史的、美術的な価値が高いことは必ずしも一致するものではない。歴史学的な検証を経た文化財への指定とは連動していない。

■化石

- ・碑碣貝 水鉢〈成田廣〉

宝物には絵画や墨書、彫刻などの美術工芸品が多い中で、この「化石」という分類には古銭や考古遺物と同様に近世本草学からの博物趣味の流れが強く感じられる。

宝物が文化史や美術史の面から文化財として認識されていくと、博物学とのつながりが薄れていき、明治21年からの宝物調査の頃になると、保存すべき

文化財の中に本草学からの流れは見られない。明治初期に本草学から近代博物学の過渡期が見られたように、ここには博物学と美術の過渡期を物語る事例があるように思われる。

届け出られた宝物の中で、四民へ布告がなされたことを受けて、個人的な収集品の中から届け出られたものは、これだけである。新川県からの届け出の中にも書かれていただけでなく、成田廣から直接新川県宛に出された届け出書類と絵図が相川県の書類の末尾に誤って綴じられていた。それは新川県の罫紙ではなく白紙に書かれており、明らかに県から大蔵省宛に出された冊子とは体裁が違う。恐らく本来は新川県でそれを罫紙に転記した後は、県に残す書類であったものが大蔵省宛に出された中に混じてしまい、これだけ体裁が違ったためか、新川と相川が混同して誤綴されたもののように見える。逆にこの書類から、県へ届け出られた後の過程が垣間見える。

2-2. 「取調局」による『諸府県宝物取調』

(明治23~26年)

重点となった地域は調査密度が高く、また宝物の等級も優等なものが多い。その一方で、調査記録が残っていない県や、ごく僅かしか残っていない県も多数見られることは前述した。

富山県については、県内の寺院が所蔵する宝物の記録は1件もなく、個人所蔵の記録が残されているだけなので、県や郡市の役所による調査記録の取りまとめは行われていなかったものと見られる。前述のように想定した調査地域の格としては(3)になるだろう。

富山県の事例は、官報に報告されなくなった明治23年以降に行われたものとなるが、『府県宝物調書類』に記載された宝物受領の日付を見ると、最も早いものが明治23年12月25日、最も遅いものが明治26年8月7日であった。また、記録される所蔵者は個

人の5名のみで、宝物件数は9点と非常に僅かであった。

ここで等級が付けられた宝物は『精細簿』に記載され、等級に応じて監査状が交付されたが、この9点の宝物に付けられた等級は、すべて「無」とあり、鑑査表にある「単ニ鑑査ヲ了セシノミ」の扱いであった。

調査地域としては、積極的に宝物の情報収集を行った地域ではなかったことが、この記録状況からも浮かび上がる。

富山では、県や市町村が取りまとめた目録が提出さなかったようなので、富山県内に所蔵の宝物として挙げられるものはいずれも個人の所蔵品で、恐らくは個別に東京の「調査局」支局へ願い出て鑑査を受けたものと思われる。これらの所蔵者については、当時富山県内に在住した古美術に造詣が深い名士、あるいは古美術商だったと思われるが、人物の詳細は不詳の者が多い。

番号は宝物ごとではなく届出人ごとに付けられているが、これは所蔵者に対して監査状を発行する際の整理用と思われる。記載年は明治24年なので、明治22年9月に「宝物検閲方」が広告されて以降、「取調局」支局へ届けて鑑査を受けるやり方の中で付された番号と見られる。また富山県からの5名は連番ではないので、県からまとめて東京へ送られた訳ではないようである。

『諸県宝物目録』は、「取調局」支局で鑑査を行って作成された調書を、後から県ごとに綴じ直して一冊にしたものと考えられる。冊子中で県の並び順は不同、また同一県内でも並び順は整理されていない。以下に、具体的に挙げる。(□□は判読不明文字)

■所蔵者：中山和平（四方町）

番号：第二〇九号 物品受領：明治24年2月13日
・「色紙」 巻幅
伝来：後醍醐帝真筆 等級：無

中山和平は、明治5年の金沢展覧会では「ナタ薙刀」「ツクシ薙刀」「唐山産厚朴聯」を出展。また、明治9年の富山展覧会には「文水石硯」「唐厚朴积尊聯」「金采」を出展している。

ここの挙げられた「色紙」は、それらとはまた別のもので、自身が所蔵する宝物の中から選んでの出展や報告であったことが分かる。宝物調査にあっても、所蔵する品々をすべて公開するのではなく、所蔵者の意図的な選択があったことがわかる。

■所蔵者：桑田清次郎（富山市旅籠町）

番号：二〇四号 物品受領：明治23年12月25日
・「書幅」 巻幅
伝来：釈空海ノ真跡ナリト伝フルモノ
等級：無

■所蔵者：杉坂昆明（富山市諏訪河原）

番号：二七二号 物品受領：明治24年10月16日
・「弁慶書」 巻幅
伝来：記載なし 等級：無
・「蘆雪筆美人ノ図」 巻幅
伝来：記載なし 等級 無
・「牧溪筆寒山拾得ノ図」 巻幅
伝来：記載なし 等級 無
杉坂昆明は弁護士。明治21年富山代言人組合会長、22年には富山市参事会員となった名士であった。

■所蔵者：萩野捨次郎（射水郡下村）

番号：第二三五号 物品受領：明治24年8月8日
・「書面張込屏風 マクリ」 拾二枚
伝来：矢橋帰帆ノ歌／無名 外名入
等級：無

■所蔵者：高木 児（富山市泉町）

番号：第八一号 物品受領：明治26年8月7日
・「蘿細（螺鈿か一筆者）跡筆硯箱／并硯及筆式」 巻

伝来：加賀三代公家臣山崎庄兵衛へ下賜セリ該
家ニ今日迄伝へ蔵セシガ□□□私家へ渡
□□
等級：無

・「明朝／宋朝製 墨」 参 □□
伝来：全上 等級：無
・「黄檗唐□僧真跡巻軸」 巻
伝来：全上 等級 無

3. 東京国立博物館所蔵「府県宝物調書類」のうち、新川県関連部分の翻刻と解題

3-1. 「府県宝物取調類」について

■解題

東京国立博物館所蔵の「壬申検査関係資料」（重要文化財）81冊のうち「宝物図集」31冊、「古器物目録」5冊を除いた45冊が「府県宝物調書類」である。新川県の部分は、筑摩県、新川県、相川県、新潟県、敦賀県、石川県の6県分を合冊した中に含まれている。用紙には版心に「新川縣」と刷り込んだ専用罫紙を用い、毛筆で書かれている。合冊された簿冊表紙には「宝物調書」と書かれているが、他の簿冊では「宝物取調書」とした表題もあり、名称は統一されていない。合冊に付けられた表紙の書体は他の簿冊と同一の筆跡だが、各府県から提出された際の表題も統一されていないので、各府県から提出されたまま綴じていったものと見られる。

新川県に係わる部分ではこの他に、1丁分が相川県の末尾に誤って綴じ込まれていたのが発見された。この部分は翻刻の中に含めた。

凡例

- ・一行の字詰めは原文の通り。丁の切れ目には線を入れた。
- ・読点は筆者が振った。
- ・旧字、異体字は必要に応じて常用漢字に直した。
- ・翻刻部分の註はこの章の末に付けた。

■翻刻文

(※「合冊」 表紙)

「筑摩県、新川県、相川県、新潟県
敦賀県、石川県、下

共五十

宝物調書

(※相川県調書の中に誤綴分)

碑磔貝

水鉢

横幅三尺八寸

堅幅二尺三寸

(「水鉢」絵図)

丈 壹尺三寸

水 一斗八升入

目形人足四人持

右博覧会御布告ニ付奉書上候

尤聞伝候ニは朝鮮より藝州広島浅野
家へ伝り同家より越中富山前田家へ進上
之品ノ由、富山廢藩後商法ニ相來候節
買求所持仕候 以上

壬申五月

新川郡富山第一区桜木町

成田彦三郎隠居士族

成田廣 印

新川御県庁

(※新川県報告分 表紙)

貯蔵宝物取調

新川 県

(※裏白)

今般貯蔵宝物所持之者ハ銘書書上之
 旨御布告奉得其意候依而前 〴〵所持
 罷在候古銅鈴、別紙絵図ヲ以此段御届
 申上候以上

砺波郡区長

壬申四月 五十嵐 豊

(※裏白)

(「古銅鈴」絵図)

(※裏白)

宝物銘書々上之事

- 一 聖徳太子尊像 御直作
- 一 同伝絵八軸 大納言金岡郷所画
- 但御銘御讀文
- 宇多天皇御宸筆

〴〵式品

右当山開基本願寺五世綽如上人皇百一代
 後小松院帝 〴〵明德元年於 禁中講談之

襪褌として下賜之于今秘蔵奉尊敬候義ニ
 御座候、此段御届申上候以上

砺波郡第六区参番組

壬申四月十五日 井波町 瑞泉寺^①

覚

- 一 文字掛物 壺軸
 - 但御勅筆
 - 一 添状 壺通
- 右式品従古来 〴〵伝持仕候ニ付書上之申候

以上

新川郡第九区魚津町

明治五年壬申四月 西願寺^②

(※裏白)

宝物御届

砺波郡第四区三番組石坂出村肝煎

届人 市郎右衛門

- 一 禁裏御奉加帳 壺冊
- 一 京極黄門之家々真筆百人一首 壺冊
- 〴〵式種

右従来貯蔵之宝物銘書御調ニ付御届
 申上候以上

壬申四月 市郎右衛門

越中砺波郡第十区埴生村

八幡宮社蔵宝物銘書

- 一 木曾義仲上刺矢 壺
- 一 同願書 壺軸
- 一 道祖幣 壺本

但寿永二年五月 寄附之由

右今般従大蔵省官員御出張之節御取
 調之旨御布告ニ付書上之申候以上

砺波郡第十区四番地

埴生村八幡宮^③元神職

壬申四月 埴生寿亭素

覚

- 一 壺軸 後光明院宸翰
- 一 式拾枚 古銭
- 内壺枚 崇寧通宝
- 同 大觀通宝

同 宣和通宝
 同 大中通宝
 同 大平通宝

同 南無妙法蓮花經
 同 和同珎開
 同 南無阿弥陀仏
 同 大日如来
 同 紹元照宝
 同 裕民通宝
 同 康熙通宝
 同 龍花鳥図

同 十二支図
 同 駒牽図
 同 崇寧重宝
 四枚 小篆

右今般大蔵省官員ヨリ官庫并社寺
 四民之珍藏宝物銘書有之分可書出旨
 被仰渡候ニ付当社ニ往古ヨリ納来候品

書上申候余ハ無御座候以上
 新川郡第一区
 壬申四月 立山 元西神職^④

宝物銘書御調理ニ付書上ケ一冊

一 絵馬三枚 金地ニテ狩野法眼元信筆ト申コトニ
 テ三才馬壺疋同孫ノ榮徳筆ト申コト
 ニテ五才馬式疋長ケ六尺横七尺三寸

右元和八年七月十八日前田家三代利光
 ヨリ当本尊觀世音江為諸願成
 就御寄附御座候

一 神息御太刀一振 長サ式尺六寸式分

右後醍醐天皇之皇子東征將軍宮
 中務卿宗良親王之御太刀也
 正中年中東国下ラセ給ヒシ時、村上帝ヨリ
 恩賜アリシト也、其後世ノ中ヒトホイナクシテ御落
 鏝ヲハシマシ、頃、岡谷筑後守ト云ル北面ノ寺ニ下
 サレシヲ、筑後守カ後胤岡谷十郎左衛門藤原良
 章持ヘシヲ、前田四代光高江指上ケ奉シヲ

正保元年九月御寄附ニ御座候

一 挹翠楼ノ掛物 壺軸
 文録年中太閤秀吉公之時、大明ヨリ来朝之副
 使遊撃將軍除一貫筆、四代光高公ヨリ御寄附
 御座候

一 本尊聖觀自在菩薩 赤梅檀ヲ以
 釈迦如来御作
 元正天皇御宇養老二年開山天竺善畏三
 蔵当山ニ奉安置候乍併往昔後ヨリ秘仏ニ御座候

一 御前立同觀世音 天平元年
 中興行基菩薩御作
 一 御脇士 不動尊
 毘沙門天 右同作
 一 地主地藏尊石像 御長一尺一寸
 右往昔ヨリ靈尊ニテ三十三年毎ニ開扉仏ニ御座候
 一 仁王 雲慶作
 一 十天ノ中六幅 西京東福寺
 兆典司筆
 一 涅槃像 從五位上
 土佐光信筆
 般若經一卷 中院內大臣
 通村公御筆

以上十一品

右之通拙寺秘蔵之品ニ御座候以上
 明治五壬申四月 安居寺^⑤

一 碑碣貝 水鉢 一
 右貫属土族 成田廣所持

(※裏白)

右今般官庫并社寺四民蔵宝物銘書兵器之分取調書出可申旨御布告之趣奉
 得其意当社号宝物有之品左之通

一 刀 壺本 但 讃岐守作
 一 鎗 三筋 但 古物ニ而銘碇有相分不申
 内壺筋ハ左せんまい 壺尺六寸五分
 壺尺五寸迄

一 同 一筋 式尺五寸 銘村正
 一 青地香炉 壺ッ 唐草模様あけまき

一 小刀 壺本 七寸 貞廣作
 一 竜頭 壺ッ 古キ物ニ而銘相分不申

右之通ニ御座候此段御届申上候以上
 壬申四月 立山元東神職[◎]

一 大僧伽黎衣 壺着
 右北海ノ龍女拙寺開山大徹禪師ヨリ
 戒法血脈ヲ受成仏ス報恩ノ為之ヲ献上ス

一 釈迦如来誕生仏 壺体
 右北海ノ龍女僧伽黎衣ト同時ニ之ヲ献ス
 但シ銅ニテ長四寸八分ナリ

一 如意輪觀世音木像 壺体
 右唐ノ一行禪師ノ守本尊ナリ西京ノ建

仁寺開山栄西禪師請シ来ル後当国江上ノ
 城主石黒左近入道道春請シテ守仏トス天正
 年中滅亡ノ時家臣水巻采女金沢ヨリ夢
 ノ告ニ依當時ニ納ム石黒氏江上住居ノ節
 当寺ノ檀信ナリ

一 立山神像 壺体

右仏形ニテ木像ナリ 長四寸八分立山神当
 寺建立ノ後自彫刻シテ開山在世ニ納ラルト云

一 錫杖 壺筒
 右赤銅ナリ胎蔵五輪四柱開山所用之器ニ候

一 数珠 一聯
 右天竺金剛珠ナリ開山所用ノ候

一 湯釜 壺筒
 右古鉄没底之小釜ニテ開山石上座禪ノ節
 被用候器ナリ

一 青地高麗焼花瓶

右拙寺開山東海道鳴海ニテ毒龍ヲ製伏シ
 天上セシム其節夢想国師ヨリ祝贈セラル

一 獅子頭 壺首
 右天文年中本郡堀江ノ城主土肥弥太郎殿
 息女自ラ彫刻シテ納ム

一 法華經寿量品 壺軸
 右同時ニ被納但シ紺地金泥書ニテ書写入
 不相知

一 唐錢 都計四百五十二枚
 但シ

元祐通宝 四十枚篆字

全 五十枚行書

元豐通宝 三枚篆字

全 十一枚行字

祥符通宝 三十一枚真書

玄符通宝 五枚 行書

紹元通宝 一枚 篆書

全 一枚 行書

永樂通宝 四十九枚真書

洪武通宝 二百九十八枚真書

熙寧通宝 二枚 真書

皇宗通宝 四枚 篆書

熙元平宝 一枚 篆書

全 一枚 同書

右往時富山城主佐々家ヨリ十貫文被納
 候得共追々紛失致シ現在ノ分ハ残数ナリ

一 花押判 壱筒
 右開山所用具也

一 制札状 壱通
 右佐々成政ヨリ当寺境内ニ被立置候書也

右惣計十三品古来ヨリ宝物ト称シ伝持
 致来候以上

眼目村一番屋敷
 立川寺^⑦

明治五年壬申四月

右者当県管内社寺其外貯蔵
 宝物銘書差出候間其俣写取
 書上申候也

壬申六月 新川 県

大蔵省
 御中

第七区四番組

■翻刻文 註

- ①南砺市。明德元年(1390)、建立。戦国時代には、越中一向一揆の拠点ともなった。
- ②魚津市。文明2年(1470)創建。
- ③小矢部市。伝承によれば養老2年(718)創建。『源平盛衰記』には寿永2年(1183)5月、木曾義仲がここで倶利伽羅峠の戦いの戦勝を祈願したことが見える。
- ④岩峯寺の神職。廃仏毀釈により立山権現が廃止された後、岩峯寺にあった24坊の主人は全員が還俗復

- 飾したあと神職となり、明治2年5月～明治4年7月まで雄山神社の西神職と名乗った。宝物調査は明治5年なのでここでは元神職となっている。
- ⑤南砺市。養老2年(718)開山。聖武天皇の勅願所として、行基が勅命を受けて伽藍を造営。江戸時代には加賀藩の祈願所になる。
- ⑥芦峯寺の神職。廃仏毀釈により立山権現が廃止された後、芦峯寺にあった33坊5社人が全員が還俗復飾したあと神職となり、明治2年5

- 月～明治4年7月まで雄山神社の東神職と名乗った。宝物調査は明治5年なのでここでは元神職となっている。
- ⑦上市町。建徳元年(1370年)開山。天正年間、佐々成政が富山城築城に際し神通川神を鎮めるため立山寺に祈祷を命じ、立山寺の山の字から一面をとり、川の字にして立川寺と称した。明治32年(1899)寺号を立山寺と改称。立山や立山信仰との関係が深い。

まとめにかえて

明治初期、新政府は常設博物館を創設し、欧米での万国博覧会へ参加した。これが、国の近代化に対する伝統的文化の意味づけや海外への発信を行い、国内の資源開発から殖産興業を推進する政策だったとすると、文化財調査と産物調査はそのための情報収集の両輪となる事業だったであろう。

その嚆矢が、ウィーン万国博参加のための諸準備に関連して行われた、明治4～5年の「全国物産調査」や「諸県宝物取調」といった全国的な調査活動

であり、そこで収集されたデータを基礎にして政策が進められたと考えられる。

小論ではその際の宝物取調と、それ以降の「取調局」による宝物調査を含め、それらによって収集されたデータである「宝物目録」の内容から、富山での具体的な調査の実態と、その結果の位置づけを整理した。特に、明治初期の宝物に対する認識の中で、立山信仰に関係するものが見られたのか。また、廃仏毀釈以降立山から流出した仏像や仏画等が、宝

物・文化財として認識されていたのか、といった点に関心が持たれたが、結果として、当時の全国的な宝物調査の中ではそれらについての特徴的な事例は見られなかった。

その理由には二つのことが考えられる。

一つは、立山信仰に限らず当時の一般的な宝物の意識の中に、仏教的なもの、いわゆる「仏教美術」という視点は、外国人から見たオリエンタリズムやジャポニズムの視点を除いて希薄だったと考えられる点である。当時、廃仏毀釈に関わる仏像の破壊や廃寺などの現実が目前にあった訳だが、それを宗教的な出来事と見ることは多かったとしても、文化財の破壊として憂慮する視点は、一般的ではなかったように思われるからである。

例えば、当時一般的な宝物の意識を博覧会・展覧会での出展物に見るならば、寺院から出展されていたのは仏像仏具ではなく、圧倒的に骨董的に高価で希少価値がある掛軸や茶器、絢爛な工芸品などであった。これらに関心を持って観覧に供されていた点が宝物に対する当時の実態を表しているのではないか、と考えられるからである。

もう一つは廃仏毀釈や、日本の伝統的な美術品が海外へ流出することへの危機から、政府が「仏教美術」への調査に目を開いたことで、京都や奈良、滋賀を中心とした地域への調査を最優先したことである。調査の在り方として、地方独自の伝統や文化を踏まえた、文化財の民俗的な部分にはまだ目が届いていなかった現状であったと見える。明治の半ばに全国で21万点に及ぶ文化財が集中的に調査されたのは、画期的なことだったとは思いますが、地域による調査密度の濃淡には、地方での文化財調査の意欲が一樣ではなかった点も見て取れよう。

明治30年6月に古社寺保護法が成立する。文化財

全体にはなく、まず寺社が所蔵する宝物類に限り保存対象としていた点に「仏教美術」に対する政府の意識が見える。そして同年12月28日付けで初めて文化財としての国宝が指定されることになるが、ここで奈良や京都、滋賀といった地域で優等と等級付けられた宝物類が大多数を占めているのは、調査の結果からは当然のことであったと言えるだろう。

一方で、富山で調査された宝物の中には、そのときに指定を受けたものはない。県内に所蔵される宝物の中で、最も早く国宝（旧国宝）の指定を受けるのは、明治33年（1900）の本法寺所蔵「絹本着色法華経曼荼羅」だが、これは明治30年代までの宝物調査では挙げられず、その価値の見えていないものであった。

旧越中国、富山県で行われた調査はその結果から見れば、明治5年の段階で届け出られた宝物の所在が南砺地方や新川地方の社寺に偏っていたこと。そして個人の所蔵品からはほとんど届け出られていなかったことが特徴である。一方、明治22年の宝物調査では、これとは対称的に社寺からのものが一切見られない。このような調査結果の背景については、近代の文化財行政にも言及した今後の研究が必要であろう。

そして、富山県内の文化財という点に目をやれば、調査の結果がその後の県市町村による文化財指定と、必ずしも結びついてはいないことも指摘できる。明治の宝物調査の際と現在の文化財としての価値が変化し、必ずしも同じではない点や、その後の新たな発見や研究の成果が反映するためとも考えられるが、宝物調査以降の美術史や文化財行政史に係わる視点³⁹⁾も踏まえ、また他の地方での調査事例を併せてご教示いただければ、幸甚である。

謝 辞

史料の閲覧と翻刻許可に際しては、東京国立博物館より格別のご配慮をいただきました。ここに名前を挙げてお礼申し上げます。

註

- 1) 出展品の収集では、政府が予め出展できそうな物品の目録を作成して各府県に示し、各地でそれに添って品物を提出させた。そのために作られた目録には、同じ内容の『諸国物産大略』と『五畿八道産物記』の2点現存する(いずれも東京国立博物館蔵)。前者は「文部省」の用箋を、後者は「博覧会事務局」の用箋を用いており、情報を共有しながら別々に処理を進めていたことが伺える。
- 2) 東京国立博物館蔵『澳国博覧会出品目録』『諸国産物大略』『五畿八道産物記』『日本帝国出品目録CATAROG der Kaiserlich Japanischen Ausstellung Wien 1873』
- 3) 拙稿「明治初期の博覧会等に出展されていた越中・立山の天産物について—近世本草学から近代博物学への過渡期の実態を中心に—」(『富山県[立山博物館]研究紀要』第20号 2013) 参照
- 4) 東京国立博物館蔵『府県宝物調査書類』列品番号P-1090-37
- 5) 古器旧物の範疇には「建造物」を含まない。現行法上の「有形文化財」は絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの、および考古資料ならびに学術上価値の高い歴史資料となる。
- 6) 臨時全国宝物取調局宝器課編列品番号QA-3623
- 7) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』40頁参照
- 8) 金山喜昭『日本の博物館史』(慶友社 2000) 16~17頁参照
- 9) 鮫の歯の化石。近世の物産会や見世物などでよく出展された。
- 10) 『学問のアルケオロジー』(東京大学 平成9) 木下直之「大学南校物産会について」90頁~101頁参照
- 11) 『澳国博覧会参同紀要』上篇14~15頁 第3章「出展品ノ採集」参照。
- 12) 東京文化財研究所美術部編『明治期万国博覧会美術品出品目録』(中央公論美術出版1997)による。
- 13) ウィーン万国博の出展区分では、第24区は「品古昔ノ美術ト其工作ノ物品ヲ美術ヲ好ム人並古実家展覧会へ出ス事」の区分である。
- 14) 「籬菊蒔絵螺鈿手箱」。鎌倉時代の古器物として鶴岡八幡宮から出品された。博覧会終了後、出品を日本へ輸送していた船が静岡県伊豆半島の沖合で台風のために沈没した。翌年、博覧会事務局は引き上げを開始したが、この手箱の手掛かりは得られなかった。
- 15) 寺社を統括する部署は明治維新期にめまぐるしく所管が変わる。従来の神祇官に代わり明治4年8月8日に、神祇の祭祀と行政を掌る機関として神祇省を設置。民部省が明治4年7月に廃止され、寺社に係わる事務は大蔵省寺社課の所管となる。更に明治年3月に神祇省と大蔵省戸籍寮社寺課を廃止して教部省を設置した。教部省も1877年(明治10)1月に廃止され、宗教行政は内務省社寺局で扱われるようになった。
- 16) 東京国立博物館蔵「壬申検査関係資料」(重要文化財)の中で「府県宝物調査書類」として収蔵された資料群に含まれる。引用は前掲『東京国立博物館百年史 史料編』607頁~609頁の翻刻資料による。
- 17) 森本和男『文化財の社会史』(彩流館 2010) 67頁~69頁参照
- 18) 『公文類聚』第13編6巻(国立公文書館デジタルアーカイブス <http://jpimg.digital.archives.go.jp/JPEG/BBT59>) 参照
- 19) 古川史隆「臨時全国宝物取調局による滋賀県社寺宝物調査の記録—明治二十一年—」(『滋賀県立琵琶湖文化館 研究紀要 第二十一号 2005』) 12頁~16頁参照
- 20) 滋賀県県政史料室 平成23年度展示「公文書のなかの仏像」資料に紹介の「善水寺什宝器御調査につき御出張御願」(請求番号【明ふ 123 合本1(106)】)(<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/kenseishiryoshitsu/files/butsuzou.pdf>) 参照
- 21) この項での分冊数、用箋の種類、作成年などのデータは、東京国立博物館『東京国立博物館蔵書目録和書1』(1998) 362頁~370頁の記載による。
- 22) 『官報』第2109号(明治23年7月11日)。
『諸県宝物目録』に記載する29道府県のうち、ゴチックの府県は冊子の提出と重複する。

- 新潟、群馬、東京、千葉、茨城、長崎、佐賀、栃木、三重、静岡、長野、青森、山形、福井、石川、岐阜、福島、岩手、富山、島根、秋田、山口、大分、徳島、宮崎、沖縄、北海道、香川、愛媛（※記載順）
- 24) 『官報』第1461号（明治21年5月16日）。官報へ掲載した最初の報告書である。
- 25) 『東京国立博物館 百年史』298頁参照。
- ①歴史上ノ微抛及美術、美術工芸建築上ノ模範トシテ要用ナルモノ
- ②歴史上ノ微抛及美術、美術工芸建築上ノ模範トナルモノ
- ③歴史上ノ微抛及美術、美術工芸建築上ノニ要用ナルモノ
- ④歴史上ノ微抛及美術、美術工芸建築上ノ参考トナルベキ要品
- ⑤歴史上ノ微抛及美術、美術工芸建築上ノ模範トナルベキモノ
- ⑥歴史上ノ参考ニ充ツベキモノ又ハ史要参考簿ニ登録セルモノ
- ⑦宝物参考簿ニ登録セルモノ
- ⑧単ニ監査ヲ了セシモノ
- の8等級に分類されている。等級の重要度は①>⑧の順になる。
- 26) 臨時全国宝物取調局宝器課編「宝物精細簿・参攷簿類」は列品番号QA-3624。書名、年号などのデータは前掲『東京国立博物館蔵書目録 和書1』（1998）370頁～378頁の記載による。
- 27) 『宝物精細簿 一県一綴ヲナスニ足ラザル物老』には「千葉県／茨城県／栃木県／三重県／長野県／山形県／石川県／岐阜県／福島県／秋田県／山口県／宮崎県／香川県／長崎県／静岡県／埼玉県／島根県／群馬県／新潟県／鳥取県」が挙がる。『式』ではこれに「岡山県／広島県／鹿児島県／福岡県／岩手県／熊本県」が加わり、「新潟県」が除かれている。
- 28) 富山県立図書館蔵。吉田家は、婦負郡下井沢村に居住し近世に村肝煎・十村役、近代には石川県会議員を務めた。
- 29) 上新川郡上大浦村の真宗大谷派寺院真成寺蔵。明治3年閏10月の富山藩合寺令に関する2点の簿冊から抜粋したもので、合寺令以降の真宗寺院の具体的な動向を知ることができる。
- 30) 『富山市史通史下巻』（富山市役所 昭和61）76頁～87頁参照
- 31) 明治5年9月16日～10月16日、金沢町兼六園内の巽新殿（現成巽閣）で開催。
- 32) 明治7年6月16日～7月31日金沢町兼六園内で開催。
- 33) 明治9年9月1日～9月20日富山町梅沢町大法寺で開催。
- 34) 東京文化財研究所美術部編『明治期府県博覧会出品目録』（平成16）所収の史料による。
- 35) 土山澤映は、伏木勝興寺の18世住職。展覧会には非常にたくさんの宝物類を出展しているが、勝興寺の名ではなく個人名での出展である。
- 36) 届け出には「前々所持罷在候古銅鈴」とあり、届け出た五十嵐豊の個人所蔵とも考えられる。五十嵐豊が、砺波郡で区制が敷かれたこの時期、近世には十村肝煎を務めた家系で区長を務めた五十嵐小豊次、あるいは五十嵐豊生に該当する人物とすれば、国学者五十嵐篤好の後裔になる。篤好は国学を本居宣長の鈴コレクションとの接点も考えられる。
- 37) 仏教の護法善神十二天のうち、日天、月天を除く「帝釈天／火天／焰魔天／羅刹天／水天／風天／毘沙門天／伊舎那天／梵天／地天」。
- 38) 立山寺所蔵の古銭は、総計を452枚と記しているが、但書に記された個々の古銭を合計すると497枚となる。実数が確認できないため、ここでは総計にある枚数を採った。
- 39) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』（校倉書房 1997）「第三部 文化財 第十章 立憲制 成立期の文化財保護」参照